

別記様式第4

岐公委（交指）第30号

道路交通法第75条の2第2項の規定による車両の使用制限命令について、同条第3項において準用する同法第75条第4項の規定に基づく公開による聴聞を次により行う。

令和7年5月27日

岐阜県公安委員会



記

- 1 聴聞の期日 令和7年7月4日 午前9時30分開始
- 2 聴聞の場所 岐阜市藪田南2丁目1番1号
岐阜県警察本部庁舎2階 聴聞室